

江戸川区民センターの指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和二年十一月二十四日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区民センターの指定管理者の指定について  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区民センターの指定管理者を次のように指定する。

江戸川区民センター	名称		指定の期間
	所在地	指定管理者	
中央区明石町二番一号	株式会社アターブル松屋 代表取締役 高倉 満	令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで	

（説明）

令和三年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区民センターの指定管理者を指定する必要があるため、本案を提出いたします。